

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和8年8月3日（令和8年（行情）諮問第1061号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第680号）

事件名：情報公開事務に係るマニュアル等に該当する文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和8年7月17日付け情報公開第01367号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和8年7月3日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、1件の文書を特定し、それを開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和8年7月22日付けで「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」との審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件文書は、別紙の2に記載の1件である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」

と主張している。

処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索し、審査請求人の指摘する情報公開事務に係るマニュアル等に該当する文書、及び当該理由を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書に該当するものとして、総務省が作成し、各省庁に配布している「情報公開事務処理の手引」を対象文書として特定した。また、今次審査請求を受け、決定で特定した文書以外に本件対象文書はないことを改めて確認した。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和8年8月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は上記第3の3のとおり説明する。
- (2) 本件開示請求文言が「情報公開事務に係るマニュアル等に該当する文書、及び当該理由を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て」（原文ママ）であることに鑑みれば、本件対象文書のみならず、情報公開事務に係る研修資料も本件請求文書に該当する文書と認められる。
- (3) この点につき、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、外務省において作成した情報公開事務に係る研修資料等の保有の有無について確認させたところ、別紙の3に掲げる文書を保有しているとの説明であった。

そうすると、当該文書も本件請求文書に該当する文書であると認められる。

- (4) したがって、外務省において、本件対象文書の外に本件開示請求の対

象として別紙の３に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。また、当該文書に限らず、調査の上、更に本件請求文書に該当する文書があればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

３ 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の３に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第２部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

情報公開事務に係るマニュアル等に該当する文書、及び当該理由を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。（原文ママ）

2 本件対象文書

情報公開事務処理の手引（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）

3 新たに特定すべき文書

情報公開事務に関する外務省職員向け研修資料